

## 16 項該当とは何か

貨物の<リスト規制>の該非判定書では、「輸出令別表第 1 の 1～15 項非該当、16 項該当」（ソフト・技術の場合は「外為令別表の 1～15 項非該当、16 項該当」という表現がしばしば登場します。

前の勤め先にいたころ、「16 項該当」という記述に、営業さん（とお客さん）が震え上って「規制該当だ、えらいことだ！」と問い合わせをしてくることが度々ありました。たしかに、初めて判定書を御覧になる方にとって、それはゆゆしきことと感じられるかと思いません。

そこで以下、1～15 項と 16 項はどう違うのか、16 項該当だとどうなるのかを説明します。

### 1) 1～15 項とは

1～15 項はハイスペック品を対象とする規制項番で「リスト規制」とも呼ばれます。概略は右表の通りで、規制仕様の詳細は貨物等省令で記述されています。

1～15 項のいずれかに該当した場合は、（規制除外の特例条項が適用される少数の例外を除き）

原則として、輸出には経済産業大臣の許可が必要になります。

なお輸出令別表第 1・外為令別表には 1～15 項のほか、第 16 項があります。16 項については次頁の 2) で説明します。

項番	対象領域
1 項	武器
2 項	原子力
3 項	化学兵器
3 の 2 項	生物兵器
4 項	ミサイル
5 項	先端材料
6 項	材料加工
7 項	エレクトロニクス
8 項	コンピュータ
9 項	通信・情報セキュリティ
10 項	センサー・レーザー
11 項	航法関連
12 項	海洋関連
13 項	推進装置
14 項	「武器」には当たらず軍需品
15 項	機微品目（武器関係の転用懸念大の品目）

## 2) 16 項とは

16 項とは「通常の工業製品」のうち、ロースペック（1～15 項非該当）のものを括る概念です。「リスト規制の対象から漏れた落ちこぼれ組」と言い換えることもできます。

右の「第何類から第何類」の詳細については税関サイト (<http://www.customs.go.jp/yusyutu/>)

にあります。たとえば機械製品ならその全部がこれに含まれます。

従って「1～15 項非該当の機械製品」であれば必ず 16 項該当となるわけです。

（「16 項にも引っかけられない安全牌品目」の例としては、食料、木材製品、皮革製品、紙製品などがあります。）

### 16 項

関税定率法（明示 43 年法律第 54 号）別表第 25 類から第 40 類まで、第 54 類から第 59 類まで、第 63 類、第 68 類から第 93 類まで又は第 95 類に該当する貨物

（1 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く）

16 項に該当の場合は（一部の地域・通称「ホワイト国」・向けを除き）原則として「キャッチオール規制」のチェックが必要です。

「キャッチオール規制」とは簡単に言うと、最終需要者又は最終用途が大量破壊兵器・通常兵器に関係ある場合に経済産業大臣許可取得を義務付ける制度です。

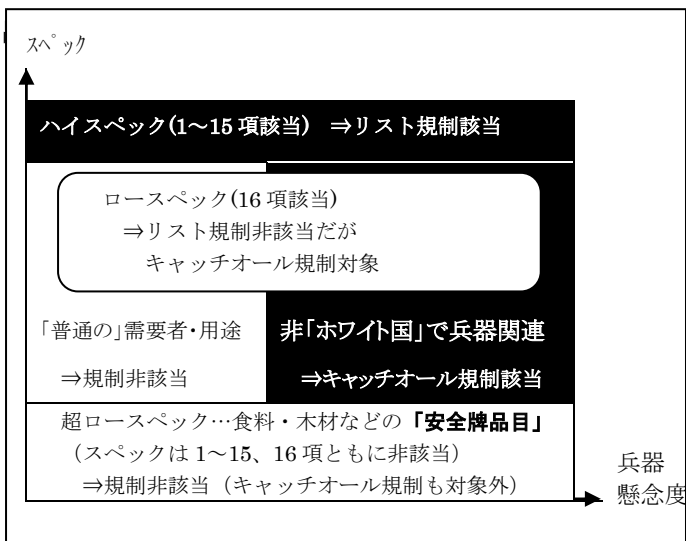
Catch All という名称からもうかがわれるように、「どんなスペックのものであっても、需要者・用途に問題ある取引は規制する」というのが元々の趣旨です。但しハイスペック品は既に「リスト規制」でカバーされているので、「リスト規制」から漏れるロースペックの 16 項品を対象に、いわば落穂ひろいの規制をかける、それが「キャッチオール規制」です。（「落穂ひろい」という性格上、「補完的輸出規制」とも呼ばれます）

なお、先に挙げた紙製品などの「安全牌品目」は、さすがに兵器用関連への転用のしようがなかろう、ということで「キャッチオール規制」からも除外されているわけです。

従って「16 項該当イコール大臣許可が必要」ということではありません。

16 項該当の場合は、最終需要者・用途を輸出規制に該当するか否か判断いただくことが必要です。

蛇足の気味もありますが、参考のため「リスト規制」と「キャッチオール規制」の関係を右図で示します。



なお前頁説明中の「ホワイト国」とは次の 27 カ国を指します；

米州；アルゼンチン、カナダ、米国

欧州；オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、仏、独、  
ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、  
ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国

アジア；韓国

太平洋；豪州、ニュージーランド

(2014.10.2)